

各位

神戸市福祉局障害者支援課

## 「過誤申立書」の申請に係る 電子申請（e-KOBE）の受付開始について

平素は、本市の障害者福祉行政の推進にご尽力いただき厚くお礼申し上げます。  
標記の件につきまして、この度、下記のとおり電子申請の受付を開始いたしますのでご案内いたします。

### 記

#### 1. スケジュール

(1) 令和7年4月1日（火）全面電子化

※電子化開始にあたり、過誤申立書（障害者総合支援法のサービス）については、2月3日（月）から、先行して電子による受付を開始します。4月1日（火）までは、引き続き書面による申請も可能ですが、電子申請を積極的にご活用ください。

※過誤申立書（児童福祉法のサービス）については、令和7年4月1日（火）から受付開始となります。

※スケジュールは今後の状況により変更する場合があります。

#### 2. 過誤申請の電子化にあたって行う作業

(1) 過誤申立書の作成

- ・神戸市ホームページから過誤申立書の様式をダウンロードし、必要情報を入力してください。  
神戸市トップページ⇒事業所の方へ⇒各業種へのご案内⇒障害福祉事業⇒指定申請・請求、指導監査（障害福祉）⇒請求手続き（障害福祉サービス）⇒請求の取り下げ（返戻・過誤）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a95295/henreikago.html>

※電子申請の導入に伴い、一部様式の変更がありますので、必ずホームページから最新の様式をダウンロードしてください。

(2) 電子申請システムの利用者登録

- ・電子申請システム（e-KOBE）を初めて利用する場合は、利用者登録が必要です。

### 3. 申請方法

別紙 「02\_電子申請の流れ.PDF」をご確認ください。

※申請可能期間は毎月1日～25日までです。

申請フォームが表示されない場合は、受付開始までお待ちください。

### 4. 変更点

- ・電子申請を行う場合は、請求明細書の提出は必要ありません。過誤申立書（エクセル様式）のみ提出してください。
- ・再請求を行う場合は、電子申請を行った月の翌月に再請求してください。  
（例）令和7年4月に過誤申立書を申請→令和7年5月に再請求

### 5. 留意事項

- ・令和7年3月末日をもって、郵送での受付は終了予定です。
- ・過誤申立書の事業所番号や受給者証番号等に誤りがある場合は、e-KOBEで申請を差戻しますので、正しい情報に修正し再度提出してください。  
（再申請の方法：<https://www.city.kobe.lg.jp/a32541/ekobe/manual.html>）
- ・地域生活支援事業（移動支援事業等）の過誤申立については、引き続き、書面による申請のみの取り扱いとなります。

#### 【担当】

神戸市 福祉局 障害者支援課（居宅支援担当）

TEL：078-322-5230

Mail:syogai\_jiritsu@city.kobe.lg.jp

※お問い合わせは、メールをご利用ください※